

「木のいえ整備促進事業（長期優良住宅普及促進事業）」 第2回募集 締切迫る！

木のいえ整備促進事業（長期優良住宅普及促進事業）とは？

地域の中小住宅生産者※1による長期優良住宅への取り組みを促進するため、一定の要件を満たす長期優良住宅について建設工事費の一部を助成するものです。

※1：年間の新築住宅供給戸数が50戸程度未満の住宅供給事業者

補助金の額は？

対象住宅の建設工事費の1割以内の額で、かつ、

一般型の場合は対象住宅1戸当たり：**100万円**

地域資源活用型の場合は対象住宅1戸当たり：**120万円**

が上限となっています。

なお、補助を受けることができる住宅の戸数は、第1回募集分（2010年4月12日～12月9日）に申請を行い、交付決定を受けたものとあわせて補助事業者当たり5戸が上限となります。

また、本事業による補助金相当額は、住宅の建築主又は買主に還元される必要があります。

第2回募集では、エントリー申請ができるようになりました。

エントリー申請とは？

以下の2つの要件の**いずれか1つを満たせばエントリー申請ができます。**

- ① 建築主と工事請負契約を締結している（建売住宅を除く）。
- ② 建築確認を申請中（受付済）である。

なお、最終的には、第1回募集の住宅要件と同様に以下の3つの要件を満たした上で、「補助金交付申請」を別途行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

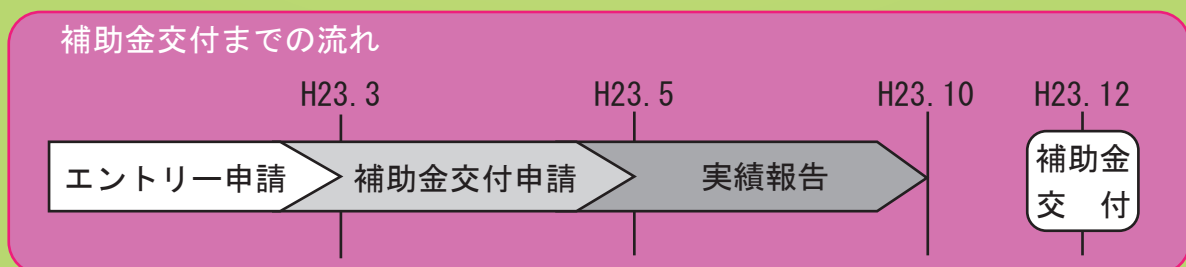
- ① 建築主と工事請負契約を締結している（建売住宅を除く）。
- ② 建築確認済証が交付されている（確認申請が不要な区域内を除く）。
- ③ 長期優良住宅等計画の認定通知書が交付されている。

申請受付期間は？

「エントリー申請」は、**平成23年3月末日**までとなります。

この場合、「補助金交付申請」は、**平成23年5月末日**※2までに行っていただくこととなります。

※2：エントリー申請と補助金交付申請を同時に行う「エントリー兼補助金交付申請」については、平成23年3月末日までに行っていただく必要があります。



事業の詳細は

すまいづくりまちづくりセンター連合会の長期優良住宅普及促進事業実施支援室のホームページに掲載されている「手続きマニュアル」をご参照下さい。（<http://www.cyj-shien22.jp/>）

【本事業に関する問合せ先（電話）：0570-050-792】